

訪問看護ステーション いな歩
指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕 事業運営規程

(事業の目的)

第 1 条 医療法人社団衿正会が開設する訪問看護ステーション いな歩（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の職員（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復をはかるとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援する。

2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
3. 事業の実施にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
4. 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
5. 指定訪問看護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者への情報の提供を行うものとする。
6. 前 5 項のほか、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設の基準等に関する条例」（平成 24 年兵庫県条例第 4 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第 3 条 指定訪問看護等の提供にあたっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託を行わないものとする。

(事業所の名称等)

第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 訪問看護ステーション いな歩
所在地 兵庫県川辺郡猪名川町広根字九十九 8 番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 看護師又は保健師 1 名

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護等が行われるよう必要な管理及び職員の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護職員等 6名

看護師 4名（常勤3名、非常勤1名）

准看護師 1名（常勤1名）

作業療法士 1名（常勤1名）

看護職員等は、主治医の指示による指定訪問看護等が計画に基づき指定訪問看護等に当たる。

2. 前項の（1）に定める職員については、暴力団員等と密接な関係を有するものであってはならない。
3. 前1項の（2）に定める職員については、指定配置基準を下回らない範囲での増減があり得る。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。（ただし、祝日及び12月30日から1月3日を除く）
- （2）営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- （3）サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。
- （4）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

（利用時間及び利用回数）

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

ただし、医療保険適応となる場合を除く。

（指定訪問看護等の内容）

第8条 事業所で行う指定訪問看護等は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- ① 病状・障害の観察
 - ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
 - ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
 - ④ 褥創の予防・処置
 - ⑤ リハビリテーション
 - ⑦ ターミナルケア
 - ⑧ 認知症患者の看護
 - ⑨ 療養生活や介護方法の指導
 - ⑩ カテーテル等の管理
 - ⑪ その他医師の指示による医療処置
- （2）訪問看護計画書に基づく指定訪問看護等
 - （3）訪問看護報告書の作成

（利用料等）

第9条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号）又は「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生省告示第127号）によるものとする。

2. 医療訪問看護を提供した場合の利用料の額は、健康保険法に基づき定められた額とする。
3. 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた距離（km）×100円（税込）とする。
4. 前2項の費用の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。
5. 指定訪問看護等の提供開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
6. 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護等に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問看護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、以下の通りとする。

猪名川町	全域
川西市	花屋敷、南花屋敷、栄根、加茂、久代を除く
宝塚市	西谷地区（香合新田、上佐曾利を除く）
能勢町	一部地域除く
豊能町	一部地域除く

※事業所から車で往復40分程度の範囲を目安として訪問実施。

（衛生管理）

第11条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第12条 看護師等は、指定訪問看護等を実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

（事故発生時の対応について）

第13条 事業者は、自己の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業員に周知徹底する態勢を整備する。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行う。
2. 事業者は、指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は速やかに県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
3. 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。
4. 事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 14 条 指定訪問看護等の利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、担当の介護支援専門員に報告するとともに相談窓口を設置し苦情の内容に配慮して必要な措置を講じる。

2. 事業所は、提供した指定訪問看護等に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言をうけた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 提供した指定訪問看護等に関し、保険者又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密の保持)

第 15 条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2. 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
3. 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業所は、高齢者虐待防止法第 2 条第 5 項第 1 号イからホにあげる行為を禁止するとともに利用者の人権擁護、虐待防止のために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 職員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 前項に定める各号について、令和 6 年 3 月 31 日までに体制を整備するものとする。
 3. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化)

第 17 条 利用者または他の利用者等の生命・身体を保護するための「緊急やむを得ない場合」を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下、身体拘束）を行ってはならない。

2. 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
 - (1) 1 の規定にある「緊急やむを得ない場合」とは、
 - ・切迫性（利用者等の生命・身体への危険が切迫していること）
 - ・非代替性（他に方法がないこと）
 - ・一時性（一時的であること）

(記録の整備)

第 18 条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2. 利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(研修による計画的な人材育成)

第 19 条 事業所は、適切な指定訪問看護等が提供できるよう職員の業務体制を整備するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表)

第 20 条 事業所は、その提供する指定訪問看護等の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2. 事業者は、前項における評価の結果を公表するように務めなければならない。

(暴力団等の影響排除)

第 21 条 事業所は、その運営について、暴力団の支配を受けてはならない。

(その他運営に関する留意事項)

第 22 条 事業所は、看護師等の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1回

2. 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団衿正会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、令和 4 年 8 月 1 日より施行する。

令和 6 年 3 月 1 日改定

以上